

NO.	質問項目	質問内容	回答内容
1	参加資格について	五戸町内業者でなくても参加は可能か。 (五戸町内に本店・支店等がある事業者のみが対象か)	「実施要領3. 参加資格」記載の要件を満たす事業者は本店・支店等が五戸町内にあるかどうかに関わらず、本プロポーザルに参加できます。
2	青森県が実施を予定している事業について	別途公募が予定されている「五戸町中心市街地地区まちづくり構想策定支援業務」の選定事業者が、本業務で選定される事業者と同一であっても問題ないか。	「五戸町中心市街地地区まちづくり構想策定支援業務」の選定事業者が、本業務で選定される事業者と同一であっても問題ありません。
3	契約について	業務委託費の支払いタイミングについてご教示いただきたい。	委託料（業務委託費）は委託業務完了後の精算払いを想定しており、業務完了後に町の立ち合いの上、検査を実施し、検査合格後に請求書により委託料を請求することができます。町は請求書を受領してから30日以内に委託料を支払います。 また、保証事業会社と履行期限を保証期限とする「公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項」に規定する保証契約を締結し、その保証証書を町に寄託して、請求書により委託料の10分の3以内の前払金の支払を町に請求することができます。その場合、町は請求書を受領してから14日以内に前払金を支払います。
4	契約について	契約時期・業務開始時期は、業者決定通知後の7月中で想定して問題ないか。	契約時期・業務開始時期は7月上旬を想定しております。
5	仕様書 別紙1 庁内検討会議の支援	「一連の取組に対する庁内調整のための会議運営を支援する。」とありますが、「一連の取り組み」とは具体的に何を指していますか。	庁内検討会議は、庁内横断的な体制でまちづくり構想策定を行うために組織するものであり、一連の取組とは本業務において整理した計画条件、地区の現状、まちづくりの課題及び町民ワークショップ等で出たアイデア等を庁内検討会議で共有しながら、まちづくりコンセプト、まちづくりの取組、構想実現方策、まちづくり構想素案等の協議、検討を行うことを指しています。
6	仕様書 別紙1 町民ワークショップの開催支援	「町民ワークショップを4回程度開催する。・・・このうち2回は、まちづくりの専門家を講師として招聘し、ワークショップ参加者等を対象として本地区のまちづくりに関する講演会を行う。」とありますが、ワークショップ2回程度、講演会2回の開催と捉えて良いですか。	ワークショップを4回程度開催し、そのうちの2回程度は講演会も併せて実施することを想定しております。
7	別紙1 庁内検討会議の支援	庁内調整のための会議運営の支援については、その会議の企画業務は含まれないと判断してもよろしいでしょうか。	基本的に企画業務については庁内検討会議の支援に含まれませんが、独自提案等により企画業務部分についてもご提案いただく事は可能です。
8	別紙2 庁内検討会議の支援	県主催の庁内検討会議は、県ではなく「五戸町役場」内の庁内検討であり、五戸町役場で実施された庁内検討会議へ出席された方々と実施する想定ですか。	お見込みの通りです。なお、別紙1（町発注）、別紙2（県発注）のどちらの庁内検討会議も、青森県のまちづくり構想等策定事業（UR都市機構と連携した市町村のまちづくり支援事業）により、青森県及びUR都市機構の支援も受けながら実施していくことになります。
9	参加申込書兼誓約書	参加申込書兼誓約書に添付する契約書類は表紙のみで良いですか。	参加申込書兼誓約書に添付する契約書類は表紙（契約者、契約金額、業務名が確認できるもの）のみで良いです。